平成３０年（フ）第１１号
沖縄県名護市字為又857番地１　パープルシャトウ304号
債務者　宮平　　廣
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第６１号
北海道小樽市桜５丁目15番38号　ゆうとぴあ桜201号室
債務者　小埜　　瞳
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第８号
福島県相馬市新沼字坪ケ迫520番地の１
債務者　伊藤　真弘
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成３０年（フ）第５６号
長野県塩尻市大字広丘高出1774番地１　レインボーハウスＣ102
債務者　小林　　優
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第６７号
長野県安曇野市豊科5033番地１　レオパレス希望202、前住所大分県佐伯市大字青山6655番地
債務者　清水　康弘
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第４４５号
京都市下京区七条御所ノ内中町28番地
債務者　大栢　裕夫
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４４６号
京都府城陽市平川大将軍85番地の６
債務者　殿村　悠樹
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４６３号
京都府向日市寺戸町中村垣内25番地の５
債務者　河原林八重子
法定代理人保佐人　笠尾　　寛
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４９７号
京都市左京区山端森本町９番地29
債務者　稲田晟守こと　尹　　晟守
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
福岡県直方市古町17番９号
債務者　正岡　省二
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１５９号
大分市岩田町４丁目３番１Ａ１―10号
債務者　上村　由美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６号
山形県新庄市十日町714番地
債務者　渡部　優樹
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成３０年（フ）第２１号
広島県呉市広徳丸町22番６―202号
債務者　上田　有加
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第３４号
広島県呉市広吉松２丁目６番18―302号
債務者　孝田恵里佳
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第３６号
広島県呉市焼山本庄１丁目11番２号
債務者　中川　友絵
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第４５号
広島県呉市広塩焼１丁目11番22号　203号室
債務者　岡田　龍基
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
広島地方裁判所呉支部